

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、「質問書について（平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成29年5月11日付けで行った部分開示決定は、「起案理由」の6行目のうち1文字目から7文字目及び10文字目から17文字目を開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の決定については、妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### (1) 処分の経緯

審査請求人は、平成29年4月26日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「埼玉県立がんセンター病院長が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求人代理人弁護士（〇〇法律事務所）あて通知した文書「質問書について」に係る決裁文書（文書番号なし。後に下の2の文書と一緒に文書番号がんセ〇〇号が付されたものが、日付を〇〇月〇〇日に書き換えられて送付されてきた。）」（以下「本件開示請求」という。）他2件の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成29年5月11日付けで本件開示請求についての部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### (2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成29年8月8日付けで、実施機関に対し本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成29年9月27日付けで、実施機関か

ら条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は、平成29年11月13日、実施機関の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、平成29年12月4日、審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人は本件事件に関し、解決に応じないという意思表示であると主張するが、これまでも審査請求人に対しては誠心誠意対応し、カルテを開示し、質問や要望についてもその都度対応してきた。これ以上の対応が困難であるから回答を控えたものである。

(2) 本件処分の不開示部分である起案理由の6行目以降は、これを開示すると企業経営上の正当な利益が害され、病院の運営事務に支障を及ぼすものである。

### 5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件事件に関して、審査請求人の代理人である弁護士が実施機関あてに送付した「質問書」と題する書面に対して、実施機関が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで「質問書について」と題する書面により回答を行った際に作成した決裁文書である。

実施機関は、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めているので、以下、不開示部分の条例第17条第7号該当性について検討する。

(2) 不開示部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

また、当該事務又は事業には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事務又は事業も含まれるものと解すべきである。

イ がんセンターは主として悪性新生物の疾病に関し必要な医療の提供を行うために設置されたものであり、業務を適正に遂行するためには、患者の状況やがんセンターとしての対応方針、見解等を率直に記録することが不可欠であると認められる。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分には、審査請求人からの質問書に対して回答するための根拠だけでなく、質問書に対する方針や見解等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められた。

この点について実施機関に確認したところ、質問書は、本件事件に関して審査請求人の代理人である弁護士から送達されたものであり、また、審査請求人は、本件処分当時から実施機関に対して〇〇簡易裁判所に本件事件に関する調停を申し立てていたところ、調停は不成立となったため、今後も本件事件に関する争訟が継続することが想定されるとしている。

ところで条例17条第7号ロでは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある事務又は事業に関する情報を不開示情報としている。この趣旨は、本来交渉や争訟は相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるためであり、仮に内部情報を明らかにすれば、相手方が著しく有利となり、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるためであると解される。

そうすると、本件処分によって不開示とされた情報が開示されるとすれば、実施機関が当事者として争訟に対処するための内部的な情報を明らかにすることとなり、対等であるべきはずの当事者の地位が不当に害されることとなるのは明らかである。

したがって、本件処分における不開示部分は次の部分を除き条例第17条第7号ロに規定する不開示情報に該当する。

不開示部分のうち、「起案理由」の6行目については、不開示部分についての表題が記載されているものであり、8文字目と9文字目を除いて、これを開示しても実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第17条第7号の不開示情報には該当しないから、開示すべきである。

(3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、馬場 里美

**審査会の経過**

年 月 日	内 容
平成29年 9月27日	諮問（諮問第151号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成29年11月13日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成29年12月 4日	審査請求人の口頭意見陳述の聴取及び審議
平成30年 1月11日	審議
平成30年 2月19日	審議
平成30年 3月12日	答申